

社会福祉法人 近江笑生会 役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 近江笑生会（以下「法人」という。）の理事・監事・評議員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

- 2 理事会・評議員会等に出席した場合は、日額10,000円（税金控除前の金額）の報酬とする。
- 3 業務執行理事の報酬に関しては、業務執行理事報酬規程で定める。

(支給日)

第3条 役員の報酬は、当月末締め翌月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に指定銀行口座に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事会、評議員会、又はその他の会議に出席する為、あるいは法人の業務の為に旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 宿泊料は、実費精算とする。
- 3 自家用車を使用した場合には、通勤手当規程に準ずる。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 6月 9日から一部改正する。

(評議員の追加)

社会福祉法人 近江笑生会 評議員選任・解任委員会委員報酬

および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 近江笑生会（以下「法人」という。）の評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の委員に対して報酬を支給する。ただし、委員が職員である場合は、これを支給しない。

2 理事会・評議員会等に出席した場合は、日額10,000円（税金控除前の金額）の報酬とする。

(支給日)

第3条 委員の報酬は、当月末締め翌月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に指定銀行口座に支払う。

(費用弁償)

第4条 委員が、理事会、評議員会、又はその他の会議に出席する為、あるいは法人の業務の為に旅行したときは、その費用を弁償する。

2 宿泊料は、実費精算とする。

3 自家用車を使用した場合には、通勤手当規程に準ずる。

(改正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 6月 9日から一部改正する。

(改正の変更)